

議案第十七号

港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

令和八年三月二十六日

港区教育委員会

令和8年3月26日  
教育委員会議案資料 No. 5

港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（案）  
港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成四年教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第一号」を削り、「教育委員会規則で定める勤務は、」の次に「同条第一項本文の」を加える。

第三条第二項を削る。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 次に掲げる場合には、条例第二十三条第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第二十三条第二項の勤務は、同条第一項本文の勤務とみなす。

- 一 条例第二十三条第一項本文の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合
  - 二 条例第二十三条第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項本文の勤務をした場合
- 付則第二項中「第三条第一項第一号」を「第三条第一号」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則新旧対照表(案)

改正案

現行

(前略)

(管理職員特別勤務手当の額等)

第二条 (略)

2 条例第二十三条第三項の教育委員会規則で定める勤務は、同条第一項本文の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第三条 (略)

(削除)

第四条 次に掲げる場合には、条例第二十三条第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第二十三条第二項の勤務は、同条第一項本文の勤務とみなす。

(前略)

(管理職員特別勤務手当の額等)

第二条 (略)

2 条例第二十三条第三項第一号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第三条 (略)

2 条例第二十三条第一項本文の規定による勤務をした後、引き続き同条第二項の規定による勤務をした条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には、その引き続き勤務に係る条例第二十三条第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

一 条例第二十三条第一項本文の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第二十三条第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項本文の勤務をした場合

(委任)

第五条 (略)

付則

1 (略)

2 当分の間、条例付則第七条第一項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第二条第一項第一号及び第三条第一号に定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

付則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(委任)

第四条 (略)

付則

1 (略)

2 当分の間、条例付則第七条第一項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第二条第一項第一号及び第三条第一項第一号に定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。)とする。